

神奈川県社会教育委員連絡協議会の会議等への参加について

■神奈川県社会教育委員連絡協議会

1 目的・構成

神奈川県内市町村の社会教育委員相互の連携調整をはかり、県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的として、神奈川県及び県内市町村の社会教育委員をもって構成される協議会です。

2 役員（理事）

神奈川県社会教育委員連絡協議会会則により、横浜市から理事を2名選任します。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会則

（役員を選任）

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は県及び人口40万人以上の市にあつては2名、その他の市町村にあつては1名とし当該市町村の社会教育委員の互選とする。
- (2) 会長・副会長は理事の互選により、総会の承認を得る。

3 理事の職務

理事会への出席…年3回（4月・10月・3月）、平日2時間程度

4 その他社会教育委員対象の会議等

対 象	会 議 等	備 考
委員全員 (10名)	総会 (年1回) 6月	出席いただく必要がある場合は、事務局からご案内させていただきます。
	研修会 (年1回) 8月	
	地区研究会 (年2回)	